

**平成28年度
戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)
募集説明会
【事務事項説明】**

平成28年4月



科学技術振興機構

選考プロセス

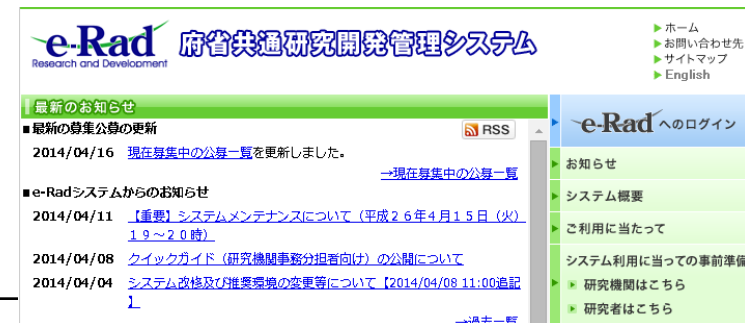
書類選考以降は変更の可能性もあります。最新の情報は
提案募集のHPをご参照ください。

	「持続可能な多世代共創社会のデザイン」研究開発領域 (平成26年度～)	「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域 (平成27年度～)	研究開発成果実装支援プログラム(公募型) (平成19年度～)
提案書締切	5月24日(火)正午	6月16日(木)正午	
書類選考	6～8月 (二次選考あり)	6～8月	6～8月
面接選考会	9月7日(水)	8月30日(火)	9月2日(金)
総括面談	9月13日(火)、14日(水)	9月7日(水)～9日(金)	9月12日(月)
採択の通知	9月中		
研究開発開始	10月1日(土)		

- 一人の方が研究代表者として応募できる提案は、1件のみです。
- 多世代、公／私空間は、重複して応募することができません。
- 書類選考の結果は面接選考会の1週間前までに連絡します。

応募方法・関連書類の入手方法

応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から行ってください。



募集要項 及び 提案書の提出	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ホームページ http://www.e-rad.go.jp/ ※研究代表者、研究機関はあらかじめ登録が必要です。
募集要項 及び 最新情報	社会技術研究開発センター 提案募集ホームページ http://www.ristex.jp/examin/proposal.html



応募に際しての注意事項(1)

1. 提案者の要件

- ・ 実施者(実装担当者)を統括し、リーダーシップを持って研究開発(実装活動)を推進できること。
- ・ 実施(実装)期間中、研究開発(実装活動)全体に責任を負えること。
- ・ 国内の機関に所属していること。
- ・ 所属する法人とJSTが委託研究契約の締結ができること。
- ・ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していないこと。
- ・ 募集要項の「V. 5. 研究代表者(実装責任者)及び主たる実施者の責務」もご参照ください。

2. 実施機関の要件

- ・ 関連する法令や各ガイドラインを遵守し、研究開発(実装活動)を効率的に実施するよう努めなければなりません。
- ・ 応募に際して、研究開発を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。
- ・ 募集要項の「V. 6. 実施機関の責務等」もご参照ください。

応募に際しての注意事項(2)

3. 不合理な重複及び過度の集中の排除

- 他の研究助成等を受けている場合は、提案書の様式に記載してください。提案後、他制度に採択された場合など、記載に変更が生じた場合は速やかにご報告ください。
- 不実記載の場合、不採択、採択の取り消しになる場合があります。

4. 人権の保護及び法令等の遵守等

- 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスが必要な場合、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。(ライフサイエンスに限りません)
- 生命倫理・安全の確保等 について、必要に応じて研究機関ごとに所定の手続きを行ってください。

応募に際しての注意事項(3)

5. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者(研究代表者のみで可)は、応募時に、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。

(1) 所属機関におけるプログラムを履修済み

e-Radの応募画面で修了していることを申請してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを履修していない(実施されていない場合を含む)

a. 過去JST事業等でCITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

e-Radの応募画面で修了していることを申請してください。

b. 上記a以外

CITI Japan e-ラーニングプログラムのダイジェスト版を受講してください。

そして、e-Radの応募画面で、修了証番号(Ref#)を記載してください。

※募集要項の「VI. 応募に際しての注意事項」、「VII. 提案公募のFAQ」もご覧ください。

応募に際しての注意事項(4)

6. 研究開発費等の不正な使用等に関する措置

- 研究開発等の中止、研究開発費等の返還を求めます。
- 一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。
- 他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。
- 当該不正事案の概要を原則公表することとします。

7. 研究活動の不正行為に対する措置

6. と同じ。

8. 実施機関における公的研究費の管理・監査の体制整

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく、

「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です(採択時)。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

研究代表者(実装担当者)及び主たる実施者の責務

1. 研究開発費（実装費）の公正かつ効率的な執行
→ 遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修が義務化
2. 総括のマネジメント下での研究開発の推進及び管理
3. プロジェクト全体の研究開発費の管理
4. プロジェクトで雇用される実施者（実装担当者）への配慮
5. 成果のアウトリーチ活動・関与者ネットワークへの参加
6. 委託研究契約の遵守、J S T 諸規定等の遵守
7. 事業の評価、経理の調査、国の会計検査等への対応
8. 事後評価、追跡調査等への協力

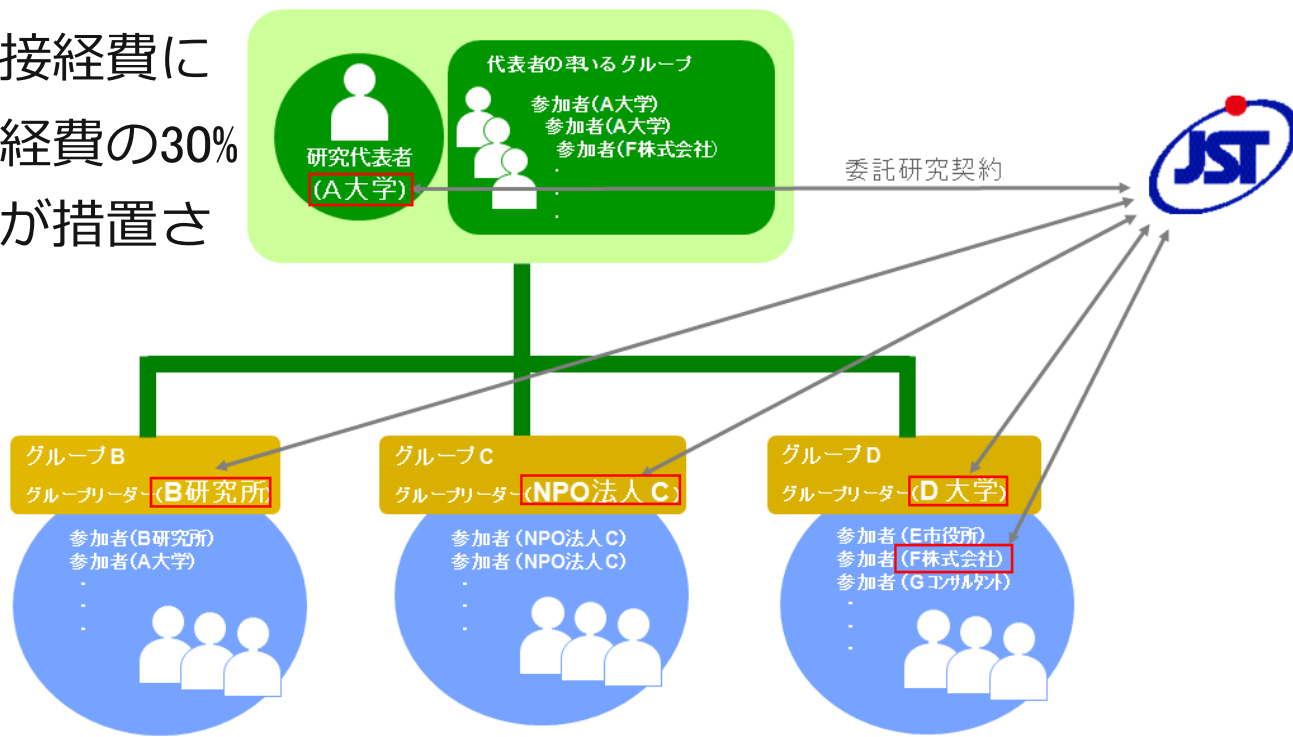
委託研究費の執行

- 委託研究契約に基づき、研究代表者（実装責任者）および主たる実施者の所属する機関により執行。

（※知的財産権は実施機関に帰属。海外機関は除く。）

原則、研究開発費の発生する機関と委託研究契約を締結します。

- 研究開発等にかかる直接経費に加え、原則として直接経費の30%を上限として間接経費が措置されます。



研究開発費(実装費)の主な用途

プロジェクトの実施に直接必要な経費

項目	支出対象および留意点
物品費	新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
旅費	研究代表者・主たる実施者や研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
人件費・謝金	人件費: 実施者(研究代表者・主たる実施者を除く)の人件費 謝金: 講演依頼謝金等
その他	研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等

※当該研究開発の第三者への再委託はできません。

ただし、研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、計画書に基づくものであれば、執行が可能です。

詳しくは、「委託研究契約事務処理説明書」をご参照ください。
(<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html>)

研究開発の評価

1. 総括・アドバイザーは、研究開発（実装活動）の進捗状況や成果を常時把握し、研究開発計画等にフィードバックします。
2. センターの方針に基づいて、中間評価を行うことがあります。
3. 研究開発（実装活動）終了後、総括・アドバイザー等による事後評価を行います。
4. 研究開発（実装活動）終了後一定期間、追跡調査を行います。

お問い合わせ

国立研究開発法人 科学技術振興機構
社会技術研究開発センター 企画運営室 募集担当

E-mail : boshu@ristex.jp

Tel. 03-5214-0133 （電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）

※原則としてメールでお願いします。

※e-Radの登録・操作方法については、**e-Radヘルプデスク**
Tel. 0570-066-877 （9：00～18：00／土日祝除く）

[直通はナビダイヤルをご利用なれない場合のみ限り]
Tel. 03-6631-9595（直通）